

「成年後見制度」を使いややすく 市が支援機関設置へ

認知症や知的障害などで判断力が十分でない人の権利保護を目的とした「成年後見制度」の利用環境を整えるため、市は後見支援センター（仮称）設置に向けた調査を始めた。高齢化に伴い制度の必要性が高まっており、人材育成などに取り組む。18日には関係機関と情報を共有するため、「市後見制度支援連絡協議会」の初会合が開かれた。

成年後見制度とは、自分で物事を十分判断できない人に代わり、後見人が財産管理や福

祉サービスの手続きなどをする仕組み。最高裁判所家庭局によると、高齢化の進展により、成年後見に関する申立件数は年々増加。2012年は全国で3万4689件あり、08年（2万6459件）の1・3倍以上になった。明石市と神戸市西区を管轄する神戸家裁明石支部でも、08年には96件だった申立てが12年には159件となり、1・7倍に増えた。

親族がないなどの理由で自治体が申し立てをする例も増え

初の連絡協議会を開催

明石市の場合、08年には8件だったが、12年は33件に増加した。

一方、核家族化などによる「成年後見人」に選任された上で業務に就き、報酬が支払えないなどの理由で利用を

に伴って弁護士や司法書士などによる「第三者後見」の件数も増加。昨年には初めて全体の半数を超え、「親族後見」を上回った。このため、報酬が支払えないなどの理由で利用を

に当たる「市民後見人」に開設を見込んでいる。市は、この状況を踏まえ、市は支援センターや設置方針を決定。研修を受け、家庭裁判所から20人で構成。この日は「成年後見の利用に複雑な手続きや高額

の費用が必要だと思われている。市は、この不安をなくすための取り組みを進めてほしい」といった意見が出されたという。

（新聞真理）